

第4回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成28年6月14日(火) 午後1時28分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
 3. 閉会の年月日 平成28年6月14日(火) 午後1時56分

4. 出席委員(16人)の番号及び氏名

1番 澁谷 秀明	2番 太田 豪	3番 成田 悦夫	4番 高橋 洋美
5番 三浦 久利	6番 佐藤 正悟	7番 棟方 廣光	8番 川村 博行
9番 澁谷 和仁	10番 貴田 徳正	11番 瀬戸 弘之	12番 石村 孝憲
13番 瓜田 良一	14番 相馬 一二	15番 下山 勝源	16番 成田 春光

5. 欠席委員(0人)

無し

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 参与及び書記の任命
 第3 議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
 議案第16号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第17号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第18号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第9号 使用貸借合意解約書の受理について
 報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 一人	事務局次長 佐々木 明彦	総括主幹 齋藤 千帆	主査 佐藤 春奈
------------	--------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会 午後1時28分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議長

只今の出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。これより、第4回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、3番成田悦夫委員と、4番高橋洋美委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、佐藤局長、佐々木次長、書記には齋藤総括主幹、佐藤主査を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第14号から議案第18号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。

それではまず最初に、議案第14号から議案第15号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

5番、三浦久利委員。

三浦委員 はい、5番三浦です。

それでは報告をいたします。

去る6月6日、佐藤正悟委員、事務局と現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が1件、使用貸借が2件でございます。いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。以上です。

議長 それでは、議案第14号について事務局より説明願います。

事務局 議案第14号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件については、贈与が1件です。農地法第3条第2項各号の判断については、調査書のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第15号について事務局より説明願います。

事務局 議案第15号農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は2件です。農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。契約期間は、記載のとおりです。以上です。

議長 事務局から説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第16号について事務局より説明願います。

事務局 議案第16号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。本案件は3件です。

本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第17号について事務局より説明願います。

事務局 議案第17号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は1件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第18号について事務局より説明願います。

事務局 議案第18号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は1件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

契約期間は、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

瀬戸委員 はい。

議長 番号と名前、お願いします。

瀬戸委員 11番、瀬戸です。この備考のところに再設定と書いているが、何を再設定ということか。

事務局 ○○○○○○○○は、最初東京の方の会社であったんですけども、その契約している農家とちょっとトラブルがありまして、それで地元の方があらたに法人を立ち上げて○○○○○○○○○○○になったということで、支援センターの方でもう一回設定するという事です。

瀬戸委員 はい。あまりちょっと分からないけど。分かりました。

議長 あとないですか。

【なし】

議長 なければ、質疑、討論を打ち切ります。

それでは表決に入ります。

議案第14号から議案第18号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

次に、報告第8号について事務局より説明願います。

事務局 報告第8号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。

No.1、No.2について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第9号について事務局より説明願います。

事務局 報告第9号使用貸借合意解約書の受理について。

このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。

No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第10号について事務局より説明願います。

事務局 報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。

農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。

No.1からNo.5については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。

暫時休憩します。(午後1時39分)

再開します。(午後1時56分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第4回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後1時56分)